

鳥取県教育委員会告示第6号

平成15年鳥取県教育委員会告示第23号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月23日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後				改正前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
鳥取県立鳥取盲学校寄宿舎指導員採用候補者選考試験	第1次試験の不合格者に係る総合判定	第1次試験の試験結果の通知日から1月間	教育委員会特別支援教室	鳥取県立鳥取盲学校寄宿舎指導員採用候補者選考試験	第1次試験の不合格者に係る総合判定	第1次試験の試験結果の通知日から1月間	教育委員会障害児教室
略				略			
鳥取県立特別支援学校高等部入学者選抜	鳥取盲学校、鳥取聾学校及び鳥取養護学校及び皆生養護学校の単一学級にあつては学力検査の教科ごとの得点及び合計得点並びに面接の結果、その他の学級及びその他の特別支援学校にあつては面接の結果	入学者選抜受検者にあつては入学者選抜合格発表日から、再募集入学者選抜受検者にあつては再募集入学者選抜合格発表日から1月間	各県立特別支援学校	鳥取県立盲学校、聾学校及び養護学校高等部入学者選抜	盲学校、聾学校並びに鳥取養護学校及び皆生養護学校の単一学級にあつては学力検査の教科ごとの得点及び合計得点並びに面接の結果、その他の学級及びその他の養護学校にあつては面接の結果	入学者選抜受検者にあつては入学者選抜合格発表日から、再募集入学者選抜受検者にあつては再募集入学者選抜合格発表日から1月間	各県立盲学校、聾学校及び養護学校
略				略			